

「診断群分類別包括評価制度（DPC）」 Q&A

Q1 「診断群分類別包括評価制度（DPC）」とはなんですか？ また、医療費の計算方法はどのように変わるのですか？

「診断群分類別包括評価制度（DPC）」とは、患者様の病名と診療内容とを組み合わせた「診断群分類」に応じて厚生労働省が定めた、1日当たりの定額点数（包括評価）をもとに入院医療費を計算する制度です。

この1日当たりの定額点数は、入院日からの日数に応じて3段階に区分されています。

入院料・投薬・注射・検査・画像診断・処置等は1日当たりの定額部分に包括されますが、手術・麻酔・リハビリ等は従来の出来高方式での計算になります。（検査・処置等は一部、出来高のものもあります。）

Q2 全ての入院患者が「DPC」の対象となるのですか？

当院の一般病棟（3階東、4階東、5階東、5階西）の入院患者様が対象となります。したがって、結核病棟、地域包括ケア病棟の入院患者様は対象となりません。

また、次のいずれかに該当する方は、一般病棟にご入院中でも今までどおり出来高方式での計算になります。

- ① 労災、交通事故、正常分娩等により健康保険の適用とならない方
- ② 該当する診断群分類がない方
- ③ 診断群分類ごとに定められている、DPCの対象となる入院期間を超えた方
- ④ 入院後24時間以内に亡くなられた方

Q3 入院期間が長くなった場合は、どうなりますか？

入院期間の長短に関係なく、1入院期間につき1つの診断群分類を決定します。

診断群分類ごとに入院日からの日数に応じて3段階に区分された1日当たりの定額点数が定められており、この3段階の点数は入院が長くなるほど低くなるように設定されています。

この3段階を超えるほど入院期間が長くなった場合は、超えた翌日から出来高方式での計算になります。

Q 4 入院期間中に診療科が変わった場合は、どうなりますか？

入院期間中に診療科が変わった場合でも、その入院期間中に最も治療を行った病名により1つの診断群分類を決定し、医療費を計算します。

Q 5 入院医療費の一部負担金の支払方法は、どうなりますか？

今までと同じで、患者様が加入されている健康保険の負担割合に応じて一部負担金を支払っていただきます。(高額療養費についても今までと同じです。)

ただし、前月分の一部負担金をお支払いいただいた後、入院後の病状や診療内容の変化により診断群分類が変更となる場合があります。1つの入院期間につき1つの診断群分類が原則なので、退院時等に前月分のお支払額との差額を調整させていただくことがあります。

Q 6 「DPC」により、入院医療費の一部負担金は高くなるのですか？

「DPC」では病名と診療内容との組み合わせにより1日当たりの定額点数が決定します。したがって、従来の出来高方式に比べ、患者様の病名によっては高額になる場合も、低額になる場合もあります。

お問い合わせ先：金沢市立病院医事室 (TEL 076-245-2608)